

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

事業承継や M&A の専門部署として「事業承継・M&A 支援室」を設置しており、企業経営者の相続対策を含めた課題に対して総合的な支援を行う体制を整えています。またグループ会社である投資専門子会社「やまがた協創パートナーズ株式会社」を通じ、事業承継、事業再生、新規事業、地域の活性化等に取り組むお客さまへの資本性資金の供与やハンズオンによる伴走型支援を実践します。

b. IT 実装支援

人材不足や生産性向上などの課題を抱える企業に対し、デジタル技術を最大限活用することによる課題解決の伴走支援に取り組んでおり、プランニングから導入、定着まで一気通貫で支援しています。単なる IT ツールの導入ではなく、企業のデジタル人材の育成や業務改革のノウハウ提供までをミッションとします。

c. 専門人材マッチング

グループ会社である地域商社「TRY パートナーズ株式会社」を通じ、経営課題解決に資する幹部や専門職、実務層までニーズに合った人材のご紹介や、経験豊富なプロ人材のシェアリング（副業・兼業）活用などにより事業継続や拡大等を支援し、持続可能な地域社会を実現します。

d. グリーン化の取り組み

お客さまの脱炭素化をはじめとする環境課題に対し、サステナブルファイナンスや補助金申請支援など各種コンサルティングサービスを強化することで、お客さまの環境に配慮した経営の実践を支援します。また、森林保全活動や再生可能エネルギーの活用など、環境への負担軽減に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行では、「地域とともに成長発展する」という経営理念のもと、当行グループ一丸となって、お客さまの課題解決に積極的に取り組んでおります。

サプライチェーン全体の共存共栄や規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守等は地域の成長にとって不可欠なものであり、本宣言に賛同し、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2022年5月25日

(2025年1月6日更新)

株式会社山形銀行

取締役頭取 佐藤 英司

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。